

<資料3>

千葉市国民保護計画 原案

概要版

平成18年10月

千葉市

目 次

第1編 総 則	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章 国民保護措置等に関する基本方針	2
第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定	2
第4章 市の地理的・社会的特徴	2
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等	3
第2編 武力攻撃事態等への備えと対処	4
第1章 平素からの備え	4
第1 組織及び体制の整備	4
第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	6
第3 物資及び資材の備蓄、整備	7
第4 医療救護体制の整備	7
第5 災害時要援護者等の支援体制の整備	8
第6 国民保護に関する理解の促進	8
第2章 武力攻撃事態等への対処	8
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	8
第2 市国民保護対策本部の設置等	9
第3 関係機関相互の連携	11
第4 警報の伝達、避難住民の誘導等	12
第5 救 援	14
第6 安否情報の収集・提供	15
第7 武力攻撃災害への対処	15
第8 被災情報の収集及び報告	16
第9 保健衛生の確保その他の措置	17
第10 国民生活の安定に関する措置	17
第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	17
第3編 緊急処理事態への備えと対処	18
第1章 総 論	18
第1 基本的考え方	18
第2 事態想定ごとの被害概要	18
第3 平素からの備え	18
第2章 緊急処理事態への対処	18
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	18
第2 市緊急処理事態対策本部の設置等	19
第3 関係機関相互の連携	19
第4 緊急処理事態への対処上の留意点	19
第4編 復旧等	20
第1章 応急の復旧	20

第2章 武力攻撃災害等の復旧	20
第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等	20

本文中の見出しに表示してある【 ページ】は、千葉市国民保護計画(原案)における該当ページを表しています。

第1編 総 則

はじめに（国民保護計画に関する市の基本的な考え方） 【1ページ】

千葉市では、国民保護法や「国民の保護に関する基本指針」などに基づき、千葉県及び関係機関との連携を図りつつ、武力攻撃事態や大規模テロに備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、「千葉市国民保護計画」を策定し、市として責務を適切に果たしていきたい。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 【2ページ】

市は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ）及び緊急対処事態において、市国民保護計画に基づき、自ら国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の目的等 【2ページ】

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的とする。

3 市国民保護計画の構成 【3ページ】

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 則

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

4 市地域防災計画等との関連 【3ページ】

市地域防災計画との関連

本計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定め例により対応する。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

県石油コンビナート等防災計画との関連

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処については、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）に基づく対処を行う。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続 【4ページ】

市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法の規定に基づき、

市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針 【5 ページ】

国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、以下の事項を基本方針として定める。

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

国民の協力

災害時要援護者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

地域特性への配慮

第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定 【7 ページ】

市国民保護計画においては、武力攻撃事態及び緊急処理事態として、それぞれ基本指針及び県国民保護計画において想定されている四類型を対象とする。

第4章 市の地理的・社会的特徴

1 地理的特徴 【8ページ】

市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は9市町と隣接している。市の面積は272.08km²である。

2 社会的特徴 【11ページ】

平成18年3月31日現在の人口は924,063人で、世帯数は389,722世帯である。

本市の夜間人口は昼間人口を上回っている。

本市は、「千葉都心」「幕張新都心」「蘇我副都心」の3つの中心市街地を持つ。

千葉港は、6市にまたがり、24,800haの水域面積をもつ日本一広い港湾である。

東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されている地域がある。

3 本市での留意事項 【20ページ】

本市においては、次に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民保護措置等を的確に行っていくことが重要である。

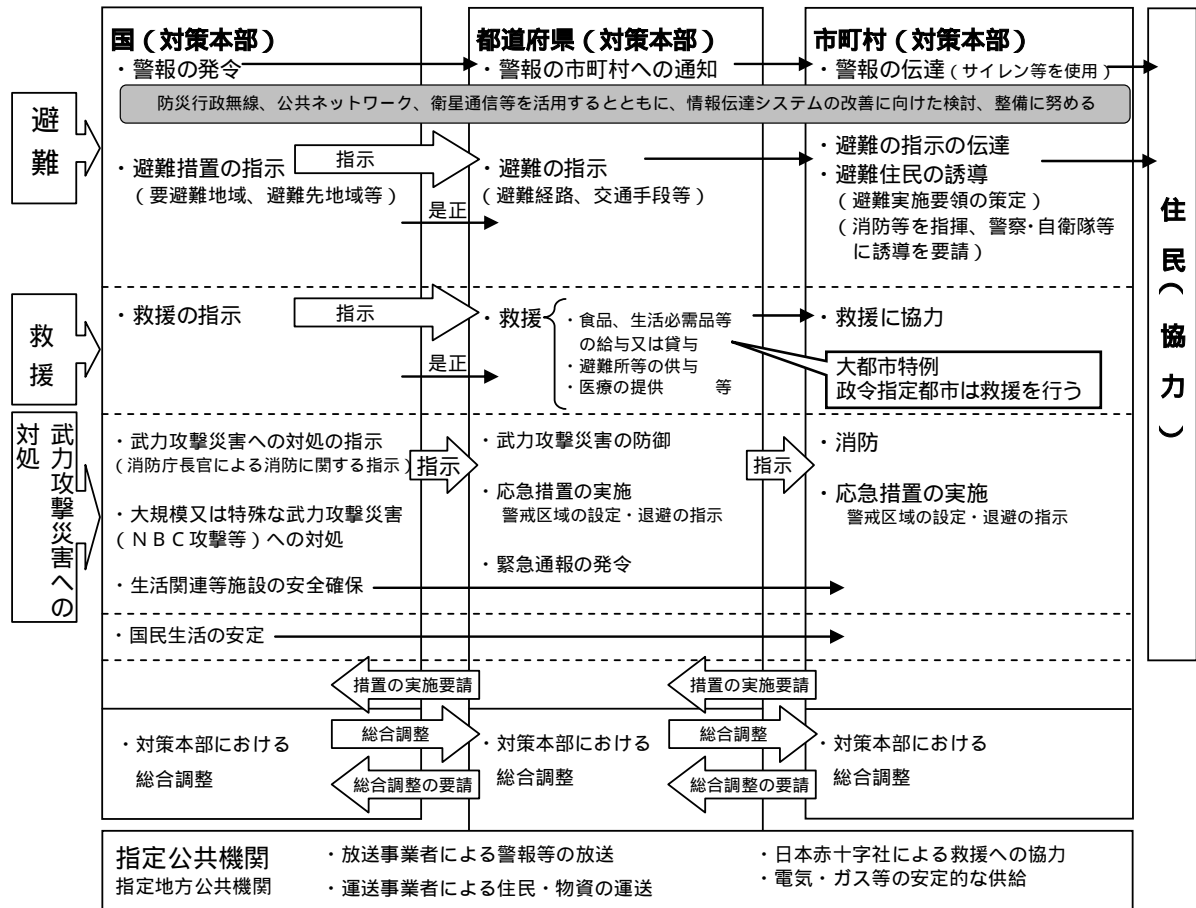
- ・東京への就業者等が多いことから、帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・首都東京攻撃への基地（アジト）として市内の施設等が利用されるおそれがある。
- ・人口の密集地域が多くあり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・湾岸に石油コンビナートなど一大工業地帯があり、これらを含む湾岸エリアが武力攻撃等の標的になることによって多大な被害が発生するおそれがある。また、生産や経済などへ二次被害効果が及ぶおそれがある。
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・大規模集客施設等があり、人的被害が大きくなるおそれがある。

- ・千葉港は、災害時において救援物資等の重要な受入れ施設になることが考えられ、その利用方法を考慮する必要がある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

【22 ページ】

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織及び体制の整備

1 市における組織・体制の整備 【23ページ】

市の各局・区等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

市は、武力攻撃等が発生した場合においては、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行するなど、電話・メール等による連絡手段を確保する。

市の幹部職員及び国民保護担当職員が参集困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、必要な事項を定める。

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、密接な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を処理するため、総合的な窓口を市対策本部に設置する。

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

2 関係機関との連携体制の整備 【28ページ】

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制

も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、国民保護計画作成の過程において、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう緊急時における広範な医療ネットワークの構築を図る。

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図られるよう配慮する。

また、市は、ボランティア関係団体等との連携を図り、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備 【31ページ】

基本的考え方

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

市は、被災情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報を提供するための体制を整備する。また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行い、体制の整備を図る。

市は、防災における体制を踏まえ、効率的な情報収集・提供体制を整備し、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集・蓄積及び更新に努める。

警報等の伝達に必要な準備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、事前に説明や周知を図る。

市は、防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。国民保護に係るサイレン音については、住民に対し、訓練等の機会を活用して周知を図る。

市は、市域内に所在する学校、病院、駅、大規模店舗などの施設に対する警報の伝達について、県との役割分担も考慮して定める。

市は、特に昼間人口の多い地域において、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

安否情報及び被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、安否情報及び被災情報の収集、整理及び知事への報告等を実施するため、情報収

集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

4 研修及び訓練 【37ページ】

市は、職員を育成するため、職員の研修機会を確保し、国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項 【39ページ】

市は、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、隣接する市町と意見交換を行い、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

市は、避難住民の誘導に当たっては、災害時要援護者の避難対策を講じる。

市は、民間事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

市は、学校や大規模な事業所における避難の在り方について、対応を確認する。

市は、多数の者が利用する施設の管理者等に対し、自主防災・自衛消防対策等の見直し、強化を要請する。また、市などが実施する避難訓練等への参加を要請する。

2 避難実施要領のパターンの作成 【40ページ】

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項 【40ページ】

市は、県との間で情報の共有を図るとともに、救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。

市は、県と連携して、避難住民等に対する通信手段確保のために必要な事項について、電気通信事業者と調整する。

4 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等 【41ページ】

市は、県と連携して、運送事業者の運送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

5 避難施設の指定 【41ページ】

市は、市域の人口、都市化の状況等を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

指定に当たっては、学校の体育館、公民館等の屋内施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として、公園、学校等の屋外施設を指定するよう配慮する。

避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等をするときは、市に届け出るよう周知する。

6 生活関連等施設の把握等 【42ページ】

「生活関連等施設」とは、発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施

設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

市は、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制について、事業者、県、県警察、消防機関その他の関係機関との連携に努める。

第3 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄 【45ページ】

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、可能なものについては原則として防災のための備蓄と相互に兼ねることとし、武力攻撃事態等において特に必要なものについて備蓄し、又は調達体制を整備する。

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を阻止するための除染器具等の資機材については、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

市は、備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するほか、他の市町村等や事業者等との間で協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

市は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発を行う。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 【45ページ】

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

市は、その管理するライフライン施設について代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

市は、武力攻撃災害による被害の復旧のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4 医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備 【47ページ】

市は、地域防災計画に基づく「保健衛生班活動計画」の定めを参考に、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備を行う。消防本部及び消防署は、平常時から医療機関又は他の消防機関と連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

NBC攻撃による負傷者が出た場合には、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。

2 後方医療体制の整備 【47ページ】

市は、重傷病者等を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、受け入れ体制を整備する。

3 広域的医療体制の整備 【47ページ】

市は、医療救護班の派遣、患者の受入れ、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備する。

4 傷病者搬送体制の整備 【47ページ】

市は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターヘリコプター及び市消防ヘリコプター等を活用した傷病者の搬送体制を整備する。

第5 災害時要援護者等の支援体制の整備 【49ページ】

市は、災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、特段の配慮を行う。

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設整備、入所者等に対する普及啓発などを行う。

学校や幼稚園等の管理者は、児童生徒、園児等の避難誘導について、あらかじめ必要な検討を行う。

市は、日本語を解さない外国人等に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発や通訳ボランティアの確保などを行う。

第6 国民保護に関する理解の促進

1 国民保護措置に関する啓発 【50ページ】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、障害者、外国人等に対しても、適当な媒体を用いて啓発を行う。

市は、防災に関する啓発とも連携しつつ、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

市教育委員会は、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 【50ページ】

市は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、日本赤十字社千葉県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の普及に努める。

第2章 武力攻撃事態等への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事態認定前における体制及び初動措置 【51ページ】

初動時情報収集体制（担当課体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あて

に報告する。担当課である総合防災課職員は、危機管理担当参事の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。

市警戒本部の設置

情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。

初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急業務の活動状況を踏まえ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部体制への移行 【52ページ】

政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

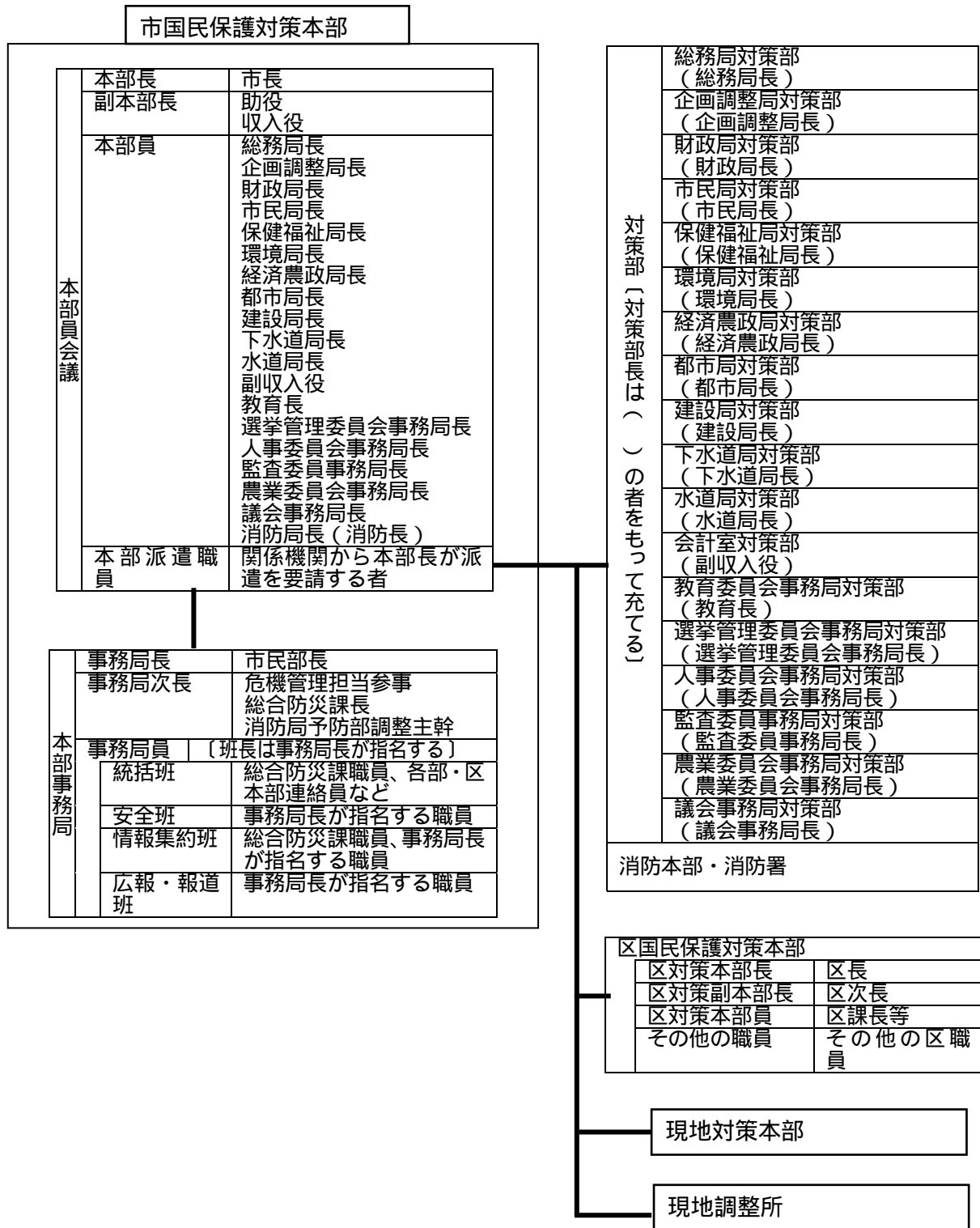
1 市対策本部の設置 【53ページ】

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- イ 内閣総理大臣からの、市対策本部を設置すべき市の指定の通知
- ロ 市長による市対策本部の設置
- ハ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集
- ニ 市対策本部の開設
- ホ 交代要員等の確保
- ハ 本部の代替機能の確保

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

市対策本部等の組織構成は以下のとおりとする。



必要に応じ、市長が設置

市は、住民に適時適切な情報提供を行うため、広報・報道班を中心に市対策本部における広報体制を整備する。

市長は、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市長は、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市長は、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保 【59ページ】

市は、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

市は、必要に応じ情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。

市は、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携 【60ページ】

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 【60ページ】

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関に対し、国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。また、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 【60ページ】

市長は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部、現地対策本部、現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託 【61ページ】

市は、必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求める。また、相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、委託事務の範囲等を明らかにした上で、委託を行う。この場合、市は、委託の内容を公示するとともに、県に届け出る。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【61ページ】

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求める。

市は、要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

6 市の行う応援等 【62ページ】

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等 【62ページ】

市は、避難住民の誘導等に対する自主防災組織や自治会長の協力について、活動のための資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

市は、ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

市は、県や関係機関等と連携し、救援物資について、受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 【63ページ】

市は、国民保護法の規定による次の措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合においては、協力する者の安全に十分配慮する。また、要請に当たっては、強制になることのないように配慮する。

避難住民の誘導（法第 70 条第 1 項）

避難住民等の救援（法第 80 条第 1 項）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第 115 条第 1 項）

保健衛生の確保（法第 123 条第 1 項）

第4 警報の伝達、避難住民の誘導等

1 警報の伝達等 【64ページ】

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び自治会、町内会等の関係団体に警報の内容を伝達する。

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき行うこととし、サイレンの吹鳴やホームページへの掲載、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達などを行う。また、災害時要援護者への警報の伝達に配慮するものとし、必要な体制の整備に努める。

緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

2 避難住民の誘導等 【66ページ】

市長は、被災情報や現場における事態に関する情報など、収集した情報を迅速に県に提供し、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して伝達する。

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、迅速に避難実施要領を策定する。

市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

消防本部及び消防署は、市長の定める避難実施要領に基づき、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行うなど、保有装備を有効活用した誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や用避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。市長は、自主防災組織や自治会長等のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、住民等に周知徹底を図るよう努める。

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

多数の市民を避難させる必要が生じた場合、市長は、国の対策本部長の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

市長は、石油コンビナート等特別防災区域において、必要があると認めるときは、周辺の市民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5 救 援

市長は、知事を通じ国の対策本部長より救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

避難所等の供与 【77 ページ】

- ・市は、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設し、その旨を地域住民に速やかに周知する。
 - ・避難所は、市の職員が責任者となって、自主防災組織や避難住民などの協力を得ながら運営する。
 - ・市は必要に応じ、避難住民等に対し、公営住宅を貸与し、応急仮設住宅等を供与する。
- ### 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 【78 ページ】
- ・市は、避難住民等に対し、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与を行う。その際、必要数量を算出することにより、供給計画を定める。
 - ・市は、最も適した物資の運送手段を選択する。必要に応じ、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に、物資の運送を要請する。
 - ・市は、物資運送路の確保に当たり、県警察と調整を行う。また、運送路を決定したときは、県警察及び運送事業者に通知する。
 - ・市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する物資を把握し、その内容や運送方法について、市民に公表するよう努める。

医療の提供及び助産 【79 ページ】

- ・消防機関が救急救助活動や傷病者の搬送を行う際には、災害の程度や傷病の程度を見極めた上で、優先順位を定めて活動に当たる。
- ・各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。
- ・医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。
- ・災害拠点病院や災害医療協力施設等は、後方医療機関として重傷病者等の受入れを行う。
- ・市長は必要に応じ、県及び他市町村に対し、医療救護班の派遣等の要請を行う。

被災者の捜索及び救出 【81 ページ】

- ・市は、収集した被災情報に基づき、県、県警察、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。
- ・市長は、必要と認めるときは、他市町村の市町村長や知事等、消防庁長官、防衛庁長官に対し、応援要請等を行う。

電話その他の通信設備の提供 【82 ページ】

- ・市は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難所等へ電話その他の通信設備の提供を行う。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 【82 ページ】

- ・市は、住宅が被災し自己の資力では応急修理できない者に対し、建設業関係団体との協議の上、必要な部分についての修理を行う。

学用品の給与 【82 ページ】

- ・市は、学用品を喪失・損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、学用品を支給する。

死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬 【82 ページ】

- ・市は、県、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事

態等において発生した死体の搜索及び処理並びに埋葬及び火葬を適切に実施する。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【83 ページ】

- ・市は、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けているものに対して、建設業関係団体との協力の上、必要な除去を行う。

第6 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集 【86ページ】

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関や学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

2 県に対する報告 【87ページ】

市は、収集・整理した安否情報を、定められた様式により、適時に県へ報告する。

3 安否情報の照会に対する回答 【89ページ】

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

市は、安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うことにより、情報を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

安否情報は個人情報であることにかんがみ、市はその取扱いについて十分留意する。

4 日本赤十字社に対する協力 【93ページ】

市は、日本赤十字社の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処 【94ページ】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

消防吏員は、武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。市長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、知事に通知する。

2 生活関連等施設における災害への対処等 【95ページ】

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の情報など必要な情報を収集する。市長は、市が管理する生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずる。また、災害発生時には、これを防除・軽減するための必要な措置を講ずべきことを命ずる

石油コンビナート等特別防災区域に係る武力攻撃災害の対処については、千葉県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

本市には、原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過することもある。核燃料物質運送車両が武力攻撃等を被り、核燃料物質が放出されるなどの事態が発生した場合には、市は直ちに国に通報しなければならない。この際、国の対策本部長は、関係大臣を指揮して直ちに応急対策を講じることとされている。

核燃料物質や核汚染物質を保有する施設は、危険物質等取扱所として生活関連等施設に該当することから、市は必要な安全確保策を講ずる。

3 N B C 攻撃による災害への対処 【97ページ】

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、現場の状況に応じて退避を指示し又は警戒区域を設定する。

市は、対応可能な範囲で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

市長は、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等の関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、法令に基づく権限を行使する。

市長は、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

4 応急措置等 【100ページ】

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

第8 被災情報の収集及び報告 【105ページ】

市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

市は、県及び消防庁に対し、直ちに被災情報の第一報を報告する。その後も市は、随時被災情報の収集に努め、県や消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保 【106ページ】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

- ・保健衛生対策
- ・防疫対策
- ・食品衛生確保対策
- ・飲料水衛生確保対策
- ・栄養指導対策
- ・し尿処理

2 廃棄物の処理 【107ページ】

市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。

市は、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等にかかる要請を行う。

第10 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定 【108ページ】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止する措置を行う。

2 避難住民等の生活安定等 【108ページ】

市教育委員会は、避難先での就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、学校施設等の応急復旧など、適切な措置を講ずる。

市は、法律又は条例の定めるところにより、市税等の徴収金について、減免・徴収猶予などの措置を実施する。

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、雇用確保等に努める。

市は、被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、適切な対応を実施する。

3 生活基盤等の確保 【109ページ】

水道事業者として市は、その供給区域において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

河川管理施設及び道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 【110ページ】

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理について定める。

市は、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、啓発に努める。

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方 【113 ページ】

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においては、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行う。

今日の安全保障環境に係る国の見解では、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとされており、本計画では、緊急処理事態への備えと対処についてより詳細に記述する。

第2 事態想定ごとの被害概要 【114 ページ】

緊急処理事態に係る事態想定は、以下のとおりである。

攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第3 平素からの備え 【116 ページ】

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上で、あらかじめネットワークを構築し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。

市は、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

市は、緊急処理事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

石油コンビナート等特別防災区域における緊急処理事態への備えについては、武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努める。

第2章 緊急処理事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事態認定前における体制及び初動措置 【117ページ】

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あてに報告する。総合防災課職員は、危機管理担当参事の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。

災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、県及び県警察に連絡を行い、市警戒本部を設置する。

市は、初動体制下において、必要により、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市緊急処理事態対策本部設置の指定がない場合においては、退避の指示、警戒区域の設定、市緊急処理事態対策本部設置の要請などの措置等を行う。

2 市緊急処理事態対策本部体制への移行 【118ページ】

市緊急処理事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等 【119ページ】

市長は、市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

第3 関係機関相互の連携

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割 【120ページ】

緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、県警察等の現地対処機関との連携である。

緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案発生時の主な関係機関の役割は次のとおりである。

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

第4 緊急処理事態への対処上の留意点 【130ページ】

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされているが、例外となる下記の事項に留意を要する。

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令されるのに対し、

緊急処理事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

赤十字標章等及び特殊標章等の法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

国民経済上の措置に関する規定は、長期にわたるものと想定していない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方 【131ページ】

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上で、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

市は、通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し資機材の提供などの支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧 【131ページ】

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、応急の復旧のための措置を講ずる。また、管理する道路の被害状況を速やかに把握し、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

1 国における所要の法制の整備等 【132ページ】

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置や所要の法制の整備を行うこととされている。市は、国が示す方針にしたがって、県と連携しつつ、武力攻撃災害等の復旧を行う。

2 当面の復旧についての留意事項 【132ページ】

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、迅速な復旧を行う。また、水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設が被害を受けた場合には、市、県及び指定公共機関等は相互に連携を図りながら、応急復旧が迅速に行われるよう努める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等 【133ページ】

市が国民保護措置等の実施に要した費用は、国民保護法により原則として国が負担することとされている。

一方、市は、土地等の使用、特定物資の収用等により損失を被った住民等に対しては補償を行い、医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対してはその実費を弁償し、また、援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、損害補償を行う。